

別紙様式第11

随意契約を締結した場合の公表様式

No.	物品等又は役務 の名称及び数量	随意契約担当部課の 名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方の氏名 及 び 住 所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な 事項（備考）
1	乳房 X 線撮影装置 保守契約	管財管理課 茨城県古河市下山町 1150	令和8年5月28日	富士フイルムメディカル （株） 茨城県土浦市港町1-10-7	2,214,432円	契約業者は当該機器の製造メーカーであり販売も契約業者であることから契約の性質又は目的が競争を許さないとき（日本赤十字社会計規則36条第4項）に該当となるため	
2	医用画像情報システム 保守契約	管財管理課 茨城県古河市下山町 1150	令和8年6月1日	富士フイルムメディカル （株） 茨城県土浦市港町1-10-7	3,005,640円	契約業者は当該機器の製造メーカーであり販売も契約業者であることから契約の性質又は目的が競争を許さないとき（日本赤十字社会計規則36条第4項）に該当となるため	

備考

- （1）公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- （2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- （3）随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡素に記載する。